



あだち 広報

編集/足立区企画部広報課 〒120 足立区千住一丁目4-18 ☎(882)1111 第二庁舎 ☎(889)6161

選挙集 特選

みんなの政治 大事な選挙



▲明るい選挙啓発ポスター「コンクール」入賞作品 高木 優さん(弘道第一小六年)

きたる十月十八日には、衆議院の解散による第三十七回の衆議院議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査が行われます。

今回の選挙は、昭和五十五年の衆・参同時選挙以来、三年半ぶりの衆議院選挙となりました。

四月の東京都知事選挙と足立区議会議員選挙、六月の参議院議員選挙に続いて、今年四回目の選挙となります。今年行われたいづれの選挙も有権者の関心は高くなく、残念ながら、低い投票率に終わっています。

選挙は、私達が政治に参加する大切な第一歩であるとともに私達の意志を政治に反映させる貴重な機会でもあります。一人ひとりが、棄権することなく、大切な一票を投票しましょう。

12月18日は 第37回衆議院議員選挙 投票日!!

最高裁判所裁判官国民審査

足立区で投票できる方

今回の選挙で、足立区で投票できる方は、年齢満二十歳以上で、足立区の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

名簿に登録されるには、足立区内に住みはじめてから基準日(十一月一日)までに、三か月以上たっていない必要があります。

足立区に転入してきた方

昭和五十八年九月二日までに足立区に転入し、転入届を済ませた方は、足立区で投票できます。

昭和五十八年九月三日以後に転入

最高裁判所 裁判官国民審査

最高裁判所裁判官の国民審査は、裁判官に任命されてから、最初の衆議院選挙の際に行われることになっています。

今回は、前昭和五十五年の衆参同時選挙から任命された六名の裁判官が、審査に付されます。

投票は、あらかじめ裁判官の氏名が投票用紙に印刷されていますので、やめさせた方がよい。裁判官は氏名の上の記載らんに×印を書いてください。やめさせた場合、裁判官がない場合は、なにも書かないでください。

足立区内で転居した方

選挙人名簿に登録されている方で、昭和五十八年十一月十五日までに、足立区内で転居(届出)した方は、新住所での投票所で投票できますが、十一月十六日以後に転居(届出)した方は、旧住所での投票所で投票することになります。

足立区から転出した方

昭和五十八年八月十八日以後、足立区から転出した方で、投票日まで足立区の選挙人名簿に登録されている方は、足立区で投票できます。

なお、昭和五十八年八月十七日以前に転出した方は、足立区で投票することはできません。

足立区で投票できますか?

日本国民であること

年齢満20歳以上 (昭和38年12月19日までに生まれた人)

転出 (ただし、足立区から昭和58年8月18日以後転出した人)

居住 (足立区に昭和58年9月2日まで転入届かしてあること)

投票日において足立区の選挙人名簿に登録のある人

足立区で投票できます



選挙公報は 新聞折込みに

衆議院議員選挙の選挙公報と最高裁判所裁判官国民審査の審査公報は、新聞折込みでお届けします。

折込日 十一月十二日(前後)の各紙朝刊

(朝日、サンケイ、東京、日経、毎日、読売の各新聞です)

※これらの新聞を購読されていない世帯の方については、区役所本庁舎、第二庁舎、各出張所などの区の施設をはじめ、区内の国鉄、私鉄の各駅等に百十五カ所の選挙公報スタンドを設置しましたので、ご利用ください。

例えは、有権者が三名の世帯には、ハガキは二枚(一枚は二人分、もう一枚は一人分)お送りしました。投票所へお送りしたときは、自分の入場整理券を確かめてから、切りはなしてお持ちください。

入場整理券はすでにお送りしましたが、万一届かなかったり、紛失したりしても、選挙人名簿に登録されている方は、投票日当日、投票所の「庶務・調査係」へ申し出てください。



◎選挙に関するお問い合わせは、選挙管理委員会へ。

